

2 感染症一覧

(1) 登園許可意見書が必要な病気

病名	感染経路	潜伏期間	登園停止期間
百日咳	接触、飛沫感染	7～10日	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	空気、接触、飛沫感染	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	接触、飛沫感染	16～18日	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	飛沫、接触感染	16～18日	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	飛沫、空気、接触感染	14～16日	すべての発疹が痂皮化するまで
带状疱疹	母体内感染、水痘後	不定	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	接触、飛沫感染	2～14日	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日を経過していること
結核	空気感染	数か月～数十年	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	飛沫、接触感染	3～4日	同上
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	経口、接触感染	10時間～6日 O157は3、4日	同上。ただし、5歳未満児は2回以上連続で便から菌の排泄がなく全身状態が良好になるまで
流行性角結膜炎(はやり目)	接触、飛沫感染	2～14日	結膜炎の症状が消失しており医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	飛沫、接触感染	24時間～数日	医師により感染の恐れがないと認められるまで
感染性胃腸炎	経口、接触、飛沫感染	12～48時間	下痢嘔吐症状が治まり、普段の食事が摂れること

(2) 登園届が必要な病気

病名	感染経路	潜伏期間	登園停止期間
インフルエンザ	接触、飛沫感染	1～4日	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(3) 登園許可意見書は必要ないが、注意が必要な病気

病名	感染経路	潜伏期間	登園のめやす
溶連菌感染症(A群溶血性レンサ球菌咽頭炎)	飛沫、接触感染	2～5日	抗菌薬の内服後24～48時間が経過していること
単純疱疹(ヘルペス)	接触感染	3～7日	患部が完全に痂皮化するまで被覆し登園可能
手足口病	接触、飛沫、経口感染	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れること
伝染性紅斑(リンゴ病)	飛沫感染	4～14日	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	飛沫、接触、経口感染	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れること
マイコプラズマ肺炎	飛沫感染	2～3週間	発熱や激しい咳が治まっていること
伝染性膿痂疹(とびひ)	接触感染	2～10日	患部を被覆し登園可
突発性発疹	飛沫感染	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
RSウイルス	接触、飛沫感染	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
伝染性軟属腫(水いぼ)	接触感染	2～7週	登園停止の必要なし
アタマジラミ	接触感染	10～30日卵は約7日で孵化する	登園停止の必要なし

<保護者用> 登園届

登園届 (保護者記入)

保育所施設長殿

入所児童名 _____

病名 「 _____ 」と診断され、
 _____ 年 _____ 月 _____ 日 医療機関名「 _____ 」において
 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名 _____ 印又はサイン _____

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過していること 但し、治療の継続は必要
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍かようが 発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	普段の食事がとれ、集団保育が出来、全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度 ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

登園届

園長様

組 氏名 _____

インフルエンザのため欠席させていましたが、回復しましたので連絡します。

インフルエンザの型	(A型 ・ B型 ・ 不明 ・)
発症した日	※急な発熱、全身倦怠感(からだのだるさ)、悪寒(さむけ)などが出た日を示します。判断に迷う場合には、医師に相談してください。
解熱した(熱が下がった)日	
登園を再開する日	

受診した医療機関名 _____

令和 年 月 日

保護者名 _____ 印

【インフルエンザの出席停止の期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令 平成24年4月1日施行)

※出席停止日数の数え方例 (発症・解熱した日を0日目として数えます。)

①2/1 発症→2/2 解熱→発症後5日経過→2/7 から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8

②2/1 発症→2/3 解熱→解熱後3日経過→2/7 から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8

③2/1 発症→2/4 解熱→解熱後3日経過→2/8 から登園可。 1・2・3・4・5・6・7・8・9

(凡例：発症日 □、 解熱日 ◇、出席停止の期間 _____、 登園可能な日 ○)

※上記の出席停止日数の数え方例を参考に、出席停止の日数の確認にご利用ください。

前月	20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31	当月	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10
	11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31		

登園許可意見書

保育園長様

令和 年 月 日

保育園

組氏名

年 月 日生

上記の者は、下記○印の感染症が軽快し、かつ学校保健安全法施行規則の基準による（保育園は同法の準拠による）感染症の予防上支障がなく、下記月日より登園可能と判断します。

記

	○印	疾患名	出席停止期間の基準
1		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
2		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
3		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
4		風しん	発疹が消失するまで
5		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
6		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
7		結核	病状により園医その他の医師において感染のおそれが無いと認めるまで
8		髄膜炎菌性髄膜炎	同上
9		腸管出血性大腸菌感染症	同上
10		流行性角結膜炎	同上
11		急性出血性結膜炎	同上
12		感染性胃腸炎	嘔吐下痢症状軽快し、全身症状改善されるまで
13		その他（ ）	

令和 年 月 日より登園可能

医療機関名・住所

医師氏名

印

※主治医様

本文書作成料は、1通500円をお願いします。

杉並区私立幼稚園連合会
 杉並区立子供園
 杉並区立保育園
 杉並区私立保育園連盟
 杉並区内保育施設